# 省令

**○総務省法務省令第一号**

住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の三十及び出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第百七十八号）第八条第三項の規定に基づき、住民基本台帳法施行令第三十条の三十及び出入国管理及び難民認定法施行令第六条第三項等に規定する通知の方法を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月十五日

総務大臣　石田　真敏
法務大臣　山下　貴司

住民基本台帳法施行令第三十条の三十及び出入国管理及び難民認定法施行令第六条第三項等に規定する通知の方法を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法施行令第三十条の三十及び出入国管理及び難民認定法施行令第六条第三項等に規定する通知の方法を定める省令（平成二十四年総務省・法務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 住民基本台帳法施行令第三十条の三十及び出入国管理及び難民認定法施行令第八条第三項に規定する通知の方法を定める省令<br>（住民基本台帳法施行令第三十条の三十に規定する通知の方法）<br>**第一条**　住民基本台帳法施行令第三十条の三十に規定する総務省令・法務省令で定める方法は、次のいずれかの方法とする。<br>一　出入国在留管理庁長官の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）の操作により電気通信回線を通じて出入国在留管理庁長官が市町村長（特別区にあっては、区長。次条において同じ。）に使用させる電子計算機に送信する方法<br>二　［略］<br>2　前項第一号に規定する電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣及び出入国在留管理庁長官が定める。<br>（出入国管理及び難民認定法施行令第八条第三項に規定する通知の方法）<br>**第二条**　出入国管理及び難民認定法施行令第八条第三項に規定する総務省令・法務省令で定める方法は、次のいずれかの方法とする。<br>一　出入国在留管理庁長官が市町村長に使用させる電子計算機の操作により電気通信回線を通じて出入国在留管理庁長官の使用に係る電子計算機に送信する方法<br>二　［略］<br>2　前項第一号に規定する電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣及び出入国在留管理庁長官が定める。 | 住民基本台帳法施行令第三十条の三十及び出入国管理及び難民認定法施行令第六条第三項等に規定する通知の方法を定める省令<br>（住民基本台帳法施行令第三十条の三十に規定する通知の方法）<br>**第一条**　住民基本台帳法施行令第三十条の三十に規定する総務省令・法務省令で定める方法は、次のいずれかの方法とする。<br>一　法務大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）の操作により電気通信回線を通じて法務大臣が市町村長（特別区にあっては、区長。次条において同じ。）に使用させる電子計算機に送信する方法<br>二　［同上］<br>2　前項第一号に規定する電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣及び法務大臣が定める。<br>（出入国管理及び難民認定法施行令第六条第三項等に規定する通知の方法）<br>**第二条**　出入国管理及び難民認定法施行令第六条第三項及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第二十一条第二項に規定する総務省令・法務省令で定める方法は、次のいずれかの方法とする。<br>一　法務大臣が市町村長に使用させる電子計算機の操作により電気通信回線を通じて法務大臣の使用に係る電子計算機に送信する方法<br>二　［同上］<br>2　前項第一号に規定する電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣及び法務大臣が定める。 |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

**附　則**

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。